

答 申 第 1 号

平成16年6月30日

七尾市長 武 元 文 平 様

七尾市情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 三 林 隆

個人情報の取扱いに関する例外事項等について（答申）

平成16年6月25日付けで市長ほか各実施機関から諮問のあった標記の件について、その類型や理由・必要性について釈明のうえ審査した結果、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた類型諮問事項については、類型該当性の判断は実施機関において厳格に行うこととする。類型該当性を判断しがたい事務や今後の個人情報の保護に対する社会意識の変化及び法律等の制度改正等、再検討すべき事態が発生したときは、改めて当審査会に意見を聴き、適正な運用に努められるよう要請します。

また、実施機関は、歴史的又は文化的な資料として保存するもの以外は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄又は消却すること。

(別紙)

1 思想、信条等に関する個人情報の取得の制限の例外事項について（条例第5条第2項ただし書）

諮問のあった事項については、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために、当該個人情報の取得が必要不可欠であると判断され、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、条例第5条第2項列記の第1号から第3号の個人情報は原則として取得禁止のものであることを踏まえ、取得の必要性と範囲について慎重に検討を加え、取得された情報は細心の注意をもって扱われなければならない。

2 本人から取得の原則の例外事項について（条例第5条第3項第7号）

諮問のあった事項については、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために、相当であると判断され、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、本人から取得することを原則とする趣旨を踏まえ、取得する個人情報の範囲やその必要性について十分検討のうえ、運用することが必要である。

3 目的外の利用・提供制限の例外事項について（条例第7条第1項第6号）

諮問のあった事項については、相当の理由があり、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用及び提供することが禁止されている原則を踏まえ、利用又は提供する個人情報の範囲や必要性について慎重に検討のうえ運用されるべきである。

4 電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項について（条例第8条第2項）

諮問のあった事項については、事務の遂行上必要かつ適切と認められ、また保有個人情報について必要な保護措置が講じられており、妥当な内容と認められる。

5 個人情報取扱事務登録簿の除外事項について（条例第11条第2項第2号）

諮問のあった事項については、登録の対象から除外することが妥当と認められる。